

平成30年

# 遊漁者の皆さんへ

津野山郷(栲原町・津野町)では、四万十川源流における釣等の遊漁をより多くの人たちに楽しんでいただき、魚族増殖、河川への愛護、遊漁者のマナー向上を目的として、遊漁券を発行し、入漁料をいただいております。

栲原町・津野町魚族保護会

## 遊漁対象河川等について

対象河川	栲原町及び、津野町(旧東津野村)の河川のうち、栲原川、四万川川、北川川、力石川等の全河川(船戸川を除く)
対象魚種	アユ、アメゴ、ウナギ

遊漁券	種類	購入者の居住地	金額	備考	支給品
		町外	5,000円	高校生以下、障がい者の方は2,500円	水色のワッペン
	1日券	町内	1,500円	高校生以下、障がい者、ならびに70歳以上の方は無料	名刺型カード
		町外	2,000円	高校生以下、障がい者の方は1,000円	

※平成23年分より改正

## 制限事項

魚種	遊漁期間	漁法
アメゴ	3月1日～9月30日	つり
アユ	6月15日～12月31日	友づり・しゃびきの漁法に限る。
	7月1日～12月31日	えさづり(えさ及び区域指定あり)、ぎじづり(毛針)
	8月1日(午前5時)～12月31日	上記及び、とあみ・なげあみ・しゃくり(箱ビンを含む)の漁法、火光利用(知事の許可を要す)
イダ	イダの産卵及び寒イダの捕獲については、自粛を申し合わせていますのでご協力下さい。	
ウナギ	高知県内のすべての河川などの内水面では10月から翌年3月までの間にニホンウナギの採捕が禁止となります。(県内の内水面漁業協同組合では、さらに長い期間を採捕禁止にしている場合があります)なお、全長21cm以下のニホンウナギについては、高知県内水面漁業調整規則第26条により採捕が禁止されています。	

※ もり・金突及びこれに類似の刺突具、水中眼鏡を使用する漁法については禁止されています。但し、8月1日午前5時から10月15日午後5時30分までの間、マス類以外の水産動物の採捕は可(火光その他の照明の利用不可)。その他の漁法は高知県内水面漁業調整規則による。



- 腕章は、車等に置かず必ず腕に付け遊漁をお楽しみ下さい。
- 消防道への車の乗り入れは、ご遠慮下さい。
- アユのえさづりについては規制しておりますので、特にご注意下さい。
- 釣専用区がありますので遊漁者の方はお気をつけ下さい。
- つり場での事前の場所取りはご遠慮下さい。
- ゴミはお持ち帰り下さい。
- 当地域は四万十川の最上流部です。環境の保全にご協力下さい。

注：夏休み期間中、小・中学生を対象に開放しているゾーンがありますので、子供達優先にご協力下さい。



## 禁漁・制限区域一覧

※No.は、裏面No.と一致しています。

### アユの友づり(おとりがけ)だけのつり専用区域

地図番号	地域名	制限区域
①	後別当	さる橋から下流芹川谷口までの間
②	川西路	ショートカット落ち込み上流端から下流飯母平成橋までの間
③	四万川	曲淵橋から下流上成橋の間(虎枝川を除く)
④	竹の藪	成藪谷口から下流西の川峡谷口の間
⑤	豊原	四国電力株式会社山子側水所から下流初瀬橋の間
⑥	初瀬	影野地橋の下流400mの点から上流折渡川と北川川合流点の間

### アユの友づり・えさづりだけのつり専用区域 ※えさは、ノレソレ、シラサに限りませう。

地図番号	地域名	制限区域
①	北川川	保井川ショートカット落ち込み上流端から下流北川とうの谷口側水所までの間

### アユの友づり・しゃびき・えさづりのつり専用区域 ※えさは、ノレソレ、シラサに限りませう。(この区域は9月1日よりその他の漁法を認めませう)

地図番号	地域名	制限区域
④	北川川	保井川ショートカット落ち込み上流端から上流芳生野奈路橋までの間

### アユの友づり・しゃびきのつり専用区域

地図番号	地域名	制限区域
⑦	田野々	宮原の淵から下流後別当二本橋までの間
⑧	大蔵谷	大蔵谷橋から下流川西路ショートカットまでの間
⑨	川口	栲原川・四万川川合流点から上流飯母平成橋までの間
⑩	川口	栲原川・四万川川合流点から上流西の川峡谷口までの間
⑪	広野	広野橋から下流竹の藪成藪谷口までの間
⑫	六丁	影浦橋から下流曲淵橋までの間
⑬	初瀬	折渡川と北川川合流点から上流成川橋まで
⑭	初瀬	影野地橋の下流400mの点から下流鷹取四万十源流の森記念碑下までの間

### アユの友づり・しゃびきの専用区域

地図番号	地域名	制限区域
②	成川橋から上流左地古橋までの間	※この区域は9月1日よりえさづりを除くその他の漁法を認めませう
③	左地古橋から上流北川とうの谷口までの間	※この区域は10月1日よりえさづりを除くその他の漁法を認めませう
⑤	長沢橋から上流枝ヶ谷橋までの間	※この区域は9月1日よりえさづりを除くその他の漁法を認めませう

### 禁止区域 下記の区域での遊漁は禁止されています。

地図番号	地域名	制限区域
⑮	栲原町	中平発電所堰堤上流端から上流55m下流330mの間
⑯	栲原町	松原発電所放水口に建設された漁場標識から上流144m下流90mの間

ワッペン等の購入者であることが分かるようにするため、このチラシを車に見えるように置いて釣りをお楽しみ下さい。

道路マークの見方

国道  その他の道 

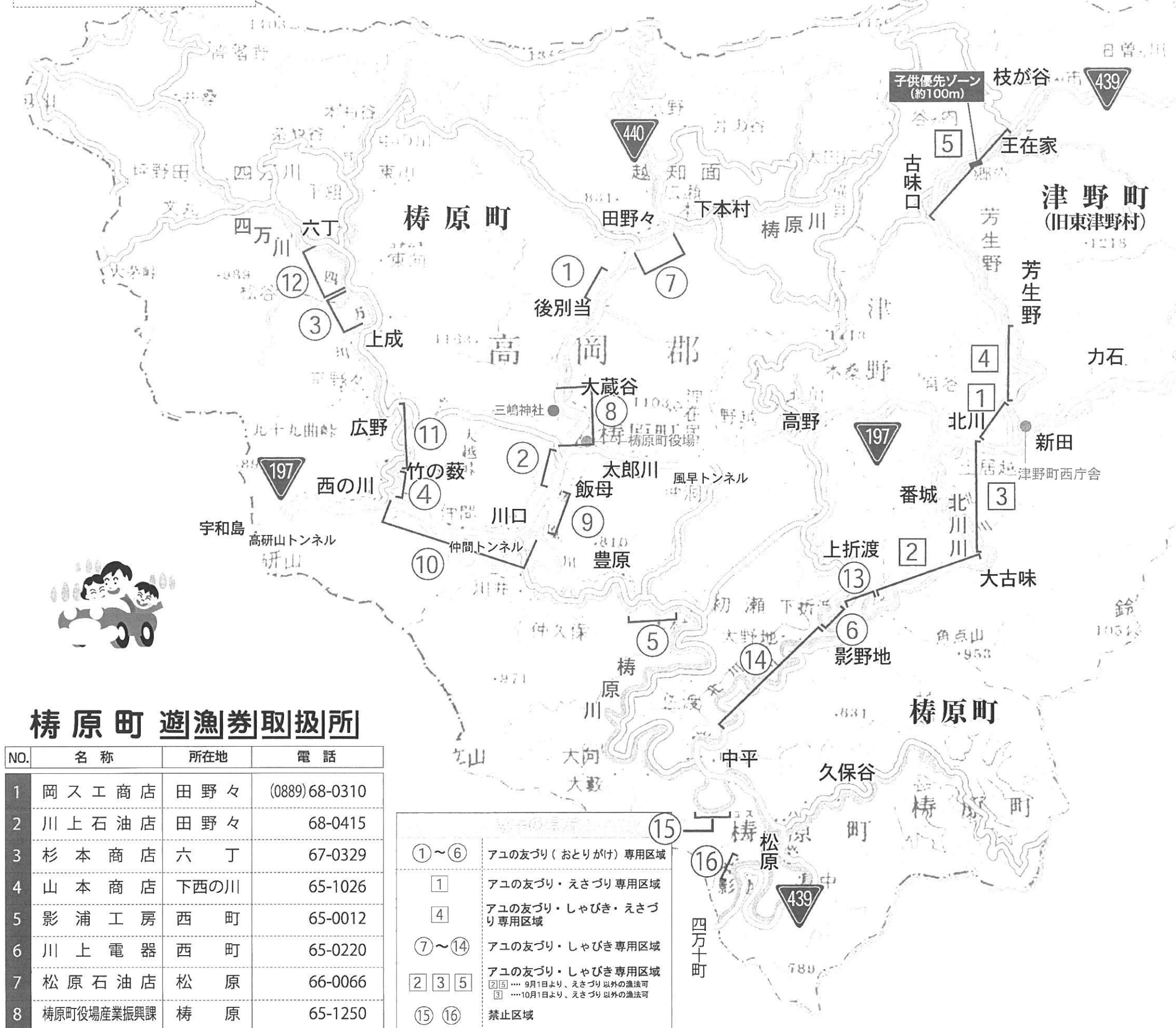
平成30年

# 遊漁規制区域及び遊漁券取扱所



## おとり鮎販売所

NO.	名称	所在地	電話
1	郷麓温泉	大古味	(0889)62-2336
2	竹崎茂男	番城	62-2523
3	川田孟士	北川	62-3146
4	伊原広衛	北川	62-2052
5	西森賀代子	北川	62-2428



## 梶原町 遊漁券取扱所

NO.	名称	所在地	電話
1	岡スエ商店	田野々	(0889)68-0310
2	川上石油店	田野々	68-0415
3	杉本商店	六丁	67-0329
4	山本商店	下西の川	65-1026
5	影浦工房	西町	65-0012
6	川上電器	西町	65-0220
7	松原石油店	松原	66-0066
8	梶原町役場産業振興課	梶原	65-1250

①～⑥	アユの友づり(おとりがけ)専用区域
①	アユの友づり・えさづり専用区域
④	アユの友づり・しゃびき・えさづり専用区域
⑦～⑭	アユの友づり・しゃびき専用区域
②③⑤	アユの友づり・しゃびき専用区域 ②③…9月1日より、えさづり以外の漁法可 ⑤…10月1日より、えさづり以外の漁法可
⑮⑯	禁止区域



## 津野町 遊漁券取扱所

NO.	名称	所在地	電話
1	竹村和夫(Yショップ) (注)船戸にあるYショップではお取扱いしていません	新田	(0889)62-2790
2	池商店	新田	62-3277
3	竹崎清喜(竹崎商店)	大古味	62-2520
4	下村巖	高野	62-2278
5	吉村虎太郎邸	芳生野	62-2601
6	奥四万十の郷	王在家	43-9155
7	川田孟士	北川	62-3146
8	郷麓温泉	大古味	62-2336
9	竹崎茂男	番城	62-3081
10	津野町役場西庁舎 産業課	新田	62-2311
11	津野町役場本庁 産業課	永野	55-2311